

障害者総合福祉法骨格提言策定に向けて

2011 年 6 月 23 日総合福祉部会にて

- 1) 総合福祉部会報告書及び障害者総合福祉法骨格提言作成にむけての今後の大まかなプロセス
《第 1 段階》第 1 期、第 2 期部会作業チーム及び合同作業チームの報告をそのまま取りまとめて合本にする。これを「総合福祉部会報告書」としてはどうか。
《第 2 段階》上記合本を踏まえて障害者総合福祉法骨格提言を作成する。

2) 障害者総合福祉法骨格提言（以下、骨格提言）のイメージについて

○骨格提言は、法律そのものを策定するのではなく、新法のあるべき方向性を明記し、具体的に新たな法律の項目ごとに、作業チームの報告を基盤として盛り込むべき内容とその理由を述べる形式とする。

○多様な意見をすべて網羅的に掲載するということではなく、それぞれの意見の違いを超えて、部会全体として新しい法律のその項目に必ず盛り込むべきポイントが合意のもとに記されていることが大事であると考える。

○9 月以降、骨格提言についての広報活動（当事者だけでなく障害のない市民を含めて）が必要となる。その際、骨格提言の重要ポイントが明確に示されていることも重要となる。（例えば「部会が提起する新法にむけての 10 の改正ポイント」といったわかりやすい形の要約版も必要）

○今回、骨格提言の全体イメージが部会で確認されることを前提として、次回部会までに骨格提言の目次案を検討、提示する。

3) 骨格提言策定にむけての部会等の進め方

○以上から、今後の検討は以下の手順とする。

- ①部会三役の責任で、座長及び副座長から意見を聞いて、部会に示す骨格提言案を作成する。
- ②部会（7 月～8 月に 3 回予定）では、上記の骨格提言案について、部会委員全員での議論を行う。部会員の合意のもとに骨格提言を策定する。

4) 具体的なスケジュールについて

6 月 9 日：各チームの報告提出締切

6 月 23 日：第 15 回総合福祉部会（第 2 期部会作業チーム並びに合同作業チーム報告等）及び座長副座長打合せ会

6月27日：第33回推進会議（第2期部会作業チーム並びに合同作業チーム報告等）

6月30日締切：部会の構成員から文書で意見提出。（部会構成員は部会作業チーム報告及び合同作業チーム報告の双方に意見提出できる。）

7月8日締切：

* 部会作業チーム及び合同作業チームとともに、部会メンバーからの意見をふまえ「補足版」（原則1ページ以内）を作成。

7月12日：座長副座長打ち合わせ会

7月26日：**第16回総合福祉部会**（「合本（仮称、総合福祉部会報告書）」の提示、障害者総合福祉法骨格提言の素案についての報告と議論、他）及び座長副座長打ち合わせ会

8月8日：第34回推進会議（「合本（仮称、総合福祉部会報告書）」の提示、障害者総合福祉法骨格提言の素案についての報告と議論、他）

8月9日：**第17回総合福祉部会**（障害者総合福祉法骨格提言の素案についての報告と議論、他）及び座長副座長打ち合わせ会

8月19日：座長副座長打ち合わせ会

8月30日：**第18回総合福祉部会**（障害者総合福祉法骨格提言の取りまとめ、他）